

商標登録出願加速審査作業手続

I、前言

商標登録出願について、出願人が即時に権利取得する必要がある場合、商標法（以下「本法」という。）第 19 条第 8 項の規定に基づき加速審査を申請することができる。商標出願人が加速審査に符合する要件及びその適用状況を理解し、予見できるように、本作業手続を制定し、加速審査を提供する案件の種類、加速審査申請時に明記すべき事項、理由及び証拠、加速審査に必要な時間等の事項について明文化した。

本法第 19 条第 8 項規定の適用範囲は、商標の異議申立て、無効審判請求、取消審判等のその他の手続には及ばず、本法第 94 条但書の規定に基づき、証明標章、団体標章及び団体商標の申請については、使用規範書等の事項の審査を進める必要があるため、商標登録出願の加速審査に関する規定は準用されない。

また、商標、証明標章、団体標章、団体商標等の登録出願が、たとえば、台風、地震、伝染病等の重大な災害後の経済復興、又は政府機関が主催する国内外の大型イベント等の状況等の重大な公益又は政府政策に関わる場合、審査の実務上、出願人は関連証拠を添付の上、関係する重大な公益又は政府政策を説明することができ、早期の商標権取得の必要性と緊急性が確認されたときは、商標主務官庁（以下「本局」という。）は優先的に審査し、本作業手続は適用されない。

II、加速審査を申請する案件の種類

本法第 19 条第 8 項でいう、即時に権利取得する必要性とは、申請する商標の使用状況を主な判断の根拠とするもので、加速審査が適用される申請の種類は以下のとおり：

- 一、 類型一：商標登録出願で指定する全ての商品又は役務が、すでに実際に使用されている、又は使用の準備が相当程度進んでいる。

商標登録出願で指定する全ての商品又は役務名称が市場において実際にマーケティングされている、又はそれらの使用の準備が相当程度進められている場合、権利の即時取得の必要性が認定され、加速審査を申請することができる。言い換えると、この種類の申請は、商標登録出願が使用を指定する商品又は役務に注意すべきで、実際に使用していないもの、又は、使用の準備を相当程度進めていない商品若しくは役務が含まれてはならない。さもなければ、法により加速審査の要件に符合するよう、分割出願又は減縮し

なければならない。

(一) 実際の使用

いわゆる「実際の使用」とは、台湾域内の商標使用を指し、その使用の判断は商標法第5条に規定する状況に符合しなければならない。

(二) 使用のための相当程度の準備

いわゆる「使用のための相当程度の準備」とは、商標のマーケティングが予定されている市場における使用状況に近いものを指す。個別案件の認定は実際の使用状況を基準とする。出願人は商標使用の準備が行われた時期、使用の準備をした特定の商品又は役務、使用の準備をしたマーケティングチャンネル又は場所等の状況を具体的に指摘しなければならない。商標がまもなく商業的使用に入ることを証明するため、当該出願商標を表示した商品又は役務のサンプル、広告レシート、パンフレット印刷品の注文書、広告契約書、商業計画書等の証拠資料を提出しなければならない。

二. 類型二：出願商標が指定する一部の商品又は役務が、すでに実際に使用されている、又は使用のための相当程度の準備¹がなされており、商業上の権利取得の必要性と緊急性がある。

(一) 次の状況の一つに該当する場合、出願人には商業上の権利取得の必要性及び緊急性があると認めることができる：

1. 当該出願商標について、第三者²が同意を得ず使用又は使用の準備を相当程度進めている。
2. 当該出願商標の使用により、第三者から権利侵害の警告を受けている。
3. 第三者が当該出願商標の許諾を請求している。
4. 当該出願商標についてすでに市場販売の計画が済んでおり、メーカーと販売又は販促の提携等に関する契約を結んでいる。
5. 当該出願商標についてすでに出展計画があり、出展部署と関連契約を結んでいる。
6. その他商業上の権利取得の必要性及び緊急性を認めるに足る状況がある。

(二) 指定する商品又は役務

類型二に規定された前述した状況に基づき、即時に権利取得する必要性があると認定された場合、実際に使用されている、又は使用の

¹ 「実際の使用」及び「使用のための相当程度の準備」の要件は、類型一の説明を参照。

² いわゆる第三者とは、出願人又は出願人から商標権許諾を取得した以外の者を指す。

ための相当程度の準備がされている指定商品又は役務が属する区分に限られる。その他の実際に使用されていない、又は使用のための相当程度の準備がされていない区分については、出願人は当該区分の指定する商品又は役務について分割出願又は減縮しなければならない。例えば、商標登録出願が一出願多区分の出願で、第3類の口紅商品のみ使用している場合、同時に第5類の薬品について加速審査を申請してはならない。つまり、その他の上述した条件に符合しない指定区分については、出願人は当該区分の商品又は役務を別途分割出願又は減縮しなければならない。さもなければ、当該商標の加速審査申請は、要件に符合せず、商標登録出願は依然として一般出願の審査日程で処理されることとなる。

Ⅲ、申請

- 一、申請主体：商標登録出願の出願人又はその代理人からの提出に限る。商標の共同出願の場合、共同出願人のいずれか1名が提出することができる。
- 二、申請時期：出願人は商標登録を出願した後、本局から最初の審査通知が発行される前の期間にこれを提出すること。本局がすでに手続補正通知、拒絶理由先行通知書等を発行した後の場合、案件はすでに審査手続に入っているため、出願人は随時進捗状況を照会し、書簡にて催促することができるため、加速審査の申請をする必要はない。
- 三、一文書一出願原則：出願人は、それぞれの出願番号ごとに加速審査を申請し、事実、理由を明記し、主張する類型に対応する証拠を添付しなければならない。出願中の全ての商標を包括して加速審査を主張してはならない。
- 四、商標のタイプ：文字、図形等の平面商標のほか、例えば立体、色、香り、音又は連続的な図形等の態様の非伝統的商標のタイプも含め、加速審査を申請することができる。ただし、非伝統的商標の出願手続きに必須の法定要件は、審査後に補正が通知される可能性が比較的高い。また、商標保護の態様が平面商標とは異なるため、実体審査において識別性を証明するために相当程度使用されている証拠を添付することが通常であるところ、出願人は加速審査を申請することが有益であるか、検討する必要がある。
- 五、事実、理由の明記と証拠：
出願人は、個別案件により加速審査の適用類型を主張し、即時に権利取得する必要がある事実及び理由を明記し、具体的な証拠を添付しなければならない。出願人が添付する書類及び証拠の注意事項は下記のとおり：
(一) 関連する証明書類には中国語を用いること：出願人が外国語の証明

書類を添付する場合、中国語に翻訳しなければならない。翻訳の一部のみを提供した場合、本局は必要に応じて、完全な中国語訳を添付するよう通知することができ、中国語に翻訳されていない場合、本局は採用することはできない。

- (二) 商標の実際の使用の証拠の提出は、登録出願で出願された商標図と完全に同一でなければならず、かつ、指定する商品又は役務の名称も合致していなければならない：
1. 商標の図と同一である：実際に使用した商標と登録出願商標は完全に同一でなければならず。スペルの大文字／小文字、文字の改行、色又はその他の文字／図形との結合等、商標の表現形態が異なる場合、同一の商標ではないと認定すべきである。
 2. 指定する商品又は役務の名称と合致する：実際に使用する商品又は役務と使用を指定する商品又は役務の名称が異なる場合、一般の社会通念又は市場の取引状況により、それが実質的に同一の概念の商品又は役務に属するものであれば、指定商品又は役務と合致すると認定することができる³。
- (三) 商業上において権利取得の必要性及び緊急性があることの証拠は、個別案件が主張する緊急的状況に符合し、かつ、商標、期日及び使用者を識別できるものでなければならない。
1. 第三者が同意を得ずに当該商標を使用したことを示す実物又は写真。
 2. 第三者からの商標侵害についての警告書簡。
 3. 第三者から使用許諾が請求されたことの証明書類。
 4. 提携チャンネル間の商品又は役務の販売契約、商業的展覧会の参加契約等。
- (四) 実際の使用の証拠：商標を表示した商品の実物、写真、包装、容器、看板製作の注文書、装飾費用の領収書、契約書、発送書、輸出申告書、広告、カタログ、ポスター、パンフレット等の、物品又はビジネス文書を提出する。商標を表示させた役務に関連する営業文書、営業場所の写真等を、統一発票、領収書、見積書等又は広告証明書類等の役務の提供による収入証明と合わせて提出する。表示されている期日及び使用者にも注意すること。
- (五) 商標の使用証拠とは、出願人自ら又は被許諾者による使用を指し、第三者の使用証拠であってはならない。被許諾者による使用の場合、商

³ 例：「リップクリーム」商品への使用を指定したが、「口紅」商品への使用の証拠を提出している、又は「軽食店」と「軽食屋台」等の状況。

標の許諾証明書類を提出すること。

- (六) 商標使用のための相当程度の準備の証拠：商標を表示させた商品又は役務のサンプル、広告レシート、パンフレット印刷品の注文書、広告契約、ビジネスプラン等の証拠資料を含め、使用しようとする商品又は役務を認定するに足るものでなければならず、また、準備した商標を使用する時点及び場所を含むものでなければならない。

六、 手数料：

一般出願の審査日程を圧迫することのないよう、また、利用者の手数料負担原則も考慮し、加速審査を申請する場合、商標手数料徴収基準規定に基づき、商標登録出願が使用を指定する商品又は役務の区分数に応じて加速審査費用を納付しなければならない。納付しない場合、加速審査の申請は未提出とみなす。

- (一) 審査後、加速審査を実施する要件に符合しない場合、手数料は返還されない。ただし、出願人はその他の類型に符合する要件に補正することができ、加速審査手数料は再度納付する必要はない。
- (二) 出願人が加速審査を申請した後、本局による査定前に書面にて取り下げた場合、手数料法第 18 条第 1 項に規定する事由には該当せず、手数料は返還することはできない。ただし、以下の状況の一つに該当する場合、手数料を返還することができる：
1. 本局が最初の審査通知を発行後に加速審査を申請した。
 2. その他に手数料の過払い又は誤納があった場合。

IV、 審査手続：

- 一、 加速審査の手数料を納付する前は、その他の出願の審査日程に影響することのないよう、加速審査を申請していない出願とみなし、出願人が手数料納付を完備した日から加速審査手続に入る。
- 二、 加速審査の申請に添付する証明書類が不備である場合、本局は申請受領後 10 執務日以内（紙出願は約 15 執務日以内）に、出願人に補正するよう通知し、指定期間内に補正しない場合、当該加速審査は受理されない。前述した補正事項は、書面方式で提出するほか、書類の往復時間節約のため、本局が必要に応じて面談方式を採ることもできる。
- 三、 加速審査を申請した後、最初の審査通知が発行される前に、出願人は加速審査の適用類型を変更することができる。例えば、本来類型二を主張していて、商業上の権利取得の必要性及び緊急性が証明できない場合、指定商品又は役務を補正して減縮し、類型一の適用状況に改めて加速審査を進

- めることができる。
- 四、 加速審査申請の証明書類が完備された場合、商標登録出願は案件の審査に入る。加速審査が許可された場合、周知のため、本局の商標検索システムの出願状態には「加速審査」案件⁴として表示され、別途出願人には通知は発行されない。
- 五、 加速審査の要件に符合する出願が案件審査の手続に入った後、原則、受理されてから 2 か月以内に、本局は当該案件について最初の審査通知を発行する。その通知には登録査定又は手続補正通知、拒絶理由先行通知が含まれる。実際の審査にかかる時間は、個別案件が指定する商品又は役務、商標の種類等によって異なる。
- 六、 本局の手続補正通知書、拒絶理由先行通知書が送達された後、出願人がすでに補正又は意見応答の文書を提出し、個別案件上その他の補正通知事項がない場合⁵、本局は原則的に文書受け取り後 15 執務日以内に査定結果を発行する。
- 七、 出願人が個別案件で即時商標権の取得の必要性を主張しても、以下の状況の一つに該当する場合、審査過程において補正又は審査の一時停止を通知する必要があるため、短時間内に査定を出すことができなくなり、加速審査の効率に影響する。出願人自身で以下の状況を斟酌すること。
- (一) 使用を指定する商品又は役務の名称に含まれるものが広範過ぎる又は不明確であり、実際の使用又は使用のための相当の準備を進めている商品又は役務と対応することができない。
 - (二) 出願している商標の種類が、立体、色、香り、音又は連続図形等の非伝統的商標である。
 - (三) 商標争議に係る案件；商標登録出願の査定は、争議案件の処分結果を判断の基礎としなければならない。

⁴早期審査案件を商標公報に記載する日本の運用を参照。

⁵ 例えば、具体的な商品名称が補正され、実質的に検索を行って拒絶理由先行通知書を発行する必要がある状況。

【商標登録出願における加速審査フロー】

